

五泉市農業委員会

令和3年 第7回 定例総会議事録

会議開催 令和3年7月30日(金) 午後2時00分
場 所 五泉市役所 4階 401 会議室

出席委員(19人)

1 番 渡辺 清滋	2 番 加藤 健一
3 番 江口 聡	4 番 渡邊 清司
5 番 高橋 甚一	6 番 今井 聡
7 番 岩出 ノブ子	8 番 林 毅
9 番 亀山 公子	10 番 権平 孝男
11 番 阿部 伸由	12 番 渡邊 みのり
13 番 高岡 公衛	14 番 川村 孝雄
15 番 佐久間 公英	16 番 楯 英樹
17 番 地濃 潤一	18 番 松尾 タカ子
19 番 古田 常藏	

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	鈴木 一弘	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	田中 正徳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について
 - 議案第3号 農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出に

ついて

8. 報告事項

報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について

司 会 それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和3年第7回定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 只今から、令和3年 第7回総会を開会いたします。
日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、19人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「異議無し」ということで、左様決定いたします。
次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号3番 江口聡 委員、4番 渡邊清司 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。
続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。調査班の班長9番 亀山公子委員から報告してもらいます。

調査班長（亀山公子委員）

はい議長。議席番号9番、現地調査班 亀山です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として7月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から私ほか、権平 委員、齋藤 推進委員、佐藤 推進委員と事務局の田中所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、五十嵐新田、川瀬、柄沢、村松地区では、千原、村松字茨塚、寺田、大原、安出等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 言い遅れましたが、推進委員の齋藤さんと佐藤さんが出席しておられますが、総会について何かご意見ご質問があれば何なりとお願いいたします。

なお、当然のことですが、議決権はないことをご承知いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。最初に、「議第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数1件で、賃貸借1件であります。

説明にあたりまして、個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととし、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

5ページをご覧ください。番号1番は登記地目田1筆、合計面積3,245㎡を砂利採取用地とする一時転用案件で、賃貸借となります。

12ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「アー(イ)－c」であります。申請地は柄沢地内の農用地のため原則として転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。砂利採取後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (亀山公子委員)

はい議長。説明いたします。番号1番は柄沢地内の休耕田で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」を上程します。

この案件には、委員が関係するものがあります。

15 ページの議案番号 4 番は関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により関係 委員は退室をお願いします。

(関係 委員 退室)

それでは事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい、議長。説明いたします。

15 ページをご覧ください。令和 3 年 7 月 15 日木曜日に、あっせん審査委員会が開催され、議案番号 4 番の内容について審議されました。あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 4 番は、売買の案件です。番号 4 番は、合計面積 4,073 m²、これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「あっせん審査委員会案件」の番号４番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」の番号４番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、16 ページに記載の議案番号５番は、関係 委員が関係しますので、退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい、議長。説明いたします。

16 ページをご覧ください。令和３年７月 15 日に、あっせん審査委員会が開催され、議案番号５番の内容について審議されました。あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号５番は、売買の案件です。番号５番は、合計面積 3,765 ㎡、これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「あっせん審査委員会案件」の番号５番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」の番号 5 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「あっせん審査委員会案件」の番号 4 番、5 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

15 ページをご覧ください。今月は先程ご審議していただいたものを含め、5 件の申し出がありました。

番号 1 番、2 番、3 番の内容については、令和 3 年 7 月 15 日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 1 番、2 番、3 番は、売買の案件です。番号 1 番は、面積 221 m²。番号 2 番は、合計面積 501 m²。番号 3 番は、面積 476 m²。番号 1 番、2 番、3 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は同一人で、またこれらの農地は隣接しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」の番号 4 番、5 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」の番号 4 番、5 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

18 ページからをご覧ください。今月の通常案件は 21 件で、その内、賃貸借の新規は 1 件、再設定が 20 件の申し出がございました。

番号 1 番は、新規の利用権設定案件です。番号 1 番は、合計面積 2,748 ㎡、これらを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

同じく 18 ページをご覧ください。番号 2 番から 21 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

渡辺清滋 委員 はい。

議 長 渡辺 委員。

渡辺清滋 委員 1 番、渡辺です。18 ページの番号 2 番と番号 3 番、番号 4 番ですが、10 アール当り 3 俵ということですが、他は 1.5 俵とか頑張っても 2 俵。何か理由みたいなものがあつたら言える範囲で教えていただきたいです。

議 長 はい、事務局。

松村主査 はい。議長。お答えいたします。

議案番号 2 番、3 番、4 番につきまして、譲受人は本家、譲渡人が分家という親戚関係であります。

議 長 渡辺清司 委員、何か言うことないかね。補足説明を。

渡邊清司 委員 本家、分家という昔からの関係であることから、従来からの俵数でこのまま行きましょう、となったものと思います。まだ生きてるんです、そういうのは。まだ結構あります。

議 長 良いですか。

渡辺清滋 委員 分かりました。ありがとうございます。

議 長 それでは、他にございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。
「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。
続きまして、「議第3号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

五十嵐次長 はい、議長。

議 長 五十嵐次長。

五十嵐次長 はい、議長。

それでは、私の方から「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」ご説明いたします。

33 ページをご覧ください。意見書につきましては、7人から19件の意見が提出されましたが、7月8日の取りまとめ会議で17件に集約しました。

役員会にて、重複部分等を調整するなど精査し、国・県に対する意見を5件、市に対する意見を6件、その他の意見を1件にまとめました。

意見書の冒頭部分34ページにつきましては、読み上げを省略させていただきます。
次に、35ページをご覧ください。

1、国・県に対する意見ですが、(1)河川の維持管理について、河川の雑木、川床の雑草の繁茂、土砂の堆積により大雨の際に冠水するなど農作物被害が危惧されるため、雑木の伐採、蓄積土の除去、河川の改修工事など継続的に適切な維持管理をしてほしい。また、堤防法面の刈り残しの雑草も全て刈り取りをしてほしい。

(2) 米飯給食の実施回数について、米飯給食の増加はコメの消費拡大につながる。米飯給食の実施回数（現在週 3.5 回）を週 4 日の目標に設定し、実施回数の増加を図ってほしい。

(3) 日本農業の人手不足について、景気悪化による失業者が増加するなど、受け皿としての農業の役割は大きい。人手不足の日本農業に、繁忙期の人員確保ができるような「マッチング機関」などの仕組みを構築してほしい。

(4) 日本の食料自給率について、2019 年度の日本の食料自給率は 38%、食料確保に外国に依存することはコロナ渦における「ワクチン」のように危うい。早急に新型コロナウイルス感染症を終息させ、日本の自給率を高めてほしい。

(5) 小規模農家への補助制度について、「人・農地プラン」の実質化が進められているが、一方で経済的な理由から機械の修理、更新ができずに離農していく小規模農家が増えてきている。認定農業者に限定される補助制度だけでなく、やる気のある小規模農家の経営が継続できるような補助制度を創設してほしい。

以上 5 点となります。

その下 2、五泉市農業施策に関する意見については、(1)「あぜ抜き」に対する補助制度の創設を、五泉市における圃場整備の推進について、予算の都合などで順調に整備が進んでいるとは言えない状況である。自主的に「あぜ抜き」をすることで圃場を整備する方法が考えられるが、ある程度の経費が見込まれる。農地集積のための「あぜ抜き」に対する補助制度の創設をお願いしたい。

(2) 有害鳥獣対策について、近年、サル、イノシシ等による農作物被害が多発している。従来のような補助制度だけでなく、効果の上がる施策など対策の強化をお願いしたい。また、電気柵の補助金の上限額の拡充をお願いしたい。

36 ページをご覧ください。(3) 新規就農者について、新規就農者の引き受けに対する教育支援をお願いしたい。

(4) 五泉市農業の PR について、ラポルテ五泉が 10 月にオープンする予定である。五泉市の農業を PR する大切な場所であり、パネル等の展示スペースを設けるなどしっかりと PR してほしい。

(5) 「人・農地プラン」の実質化について、「人・農地プラン」の実質化が進まない状況である。関係機関が集結し、プロジェクトチームを設けて五泉市農地利用最適化に向けて努力してほしい。

(6) 農福連携について、コロナ禍後、「農福連携」における受け入れ先や施設などの負担軽減のために「農福連携ボランティア」を募集したらどうか。五泉市の特産物の B 級製品の加工施設を第三セクター方式で設置し、福祉政策の一つとして高齢者の採用を企画したらどうか。

以上 6 点になります。

3、その他の意見については、(1) 農道の整備について、冬期間の除雪作業などで、農道が破損している箇所が見受けられる。原状回復のための補修工事をお願いしたい。の 1 点になります。

説明は以上になります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

議長 意見でなくとも、補足説明みたいなものがあればお願いします。
渡辺委員、農福連携で昨年から要望が出ていますが、特に強い思いがあるのでしょうか。

渡辺清滋 委員 農福連携については、数年前からお願いと言いますか、話をしておりました。
私この、36 ページに書かれているボランティア募集のこと、新潟市西区ではボランティアと言いますか、そういう方を募集しております。
ただ、こういうボランティアを入れることは五泉市当局の方に事務的な負担をかけることになりますので、つまり、事業者と施設者、社会福祉法人との連携のなかに農林課なりが入ってくると思いますが、新たにボランティアとなると、また面倒なんです。こういう面倒を果たして目をつぶってやってくれるかどうか、その辺りが課題かなと思っております。
もうひとつの課題は、コロナ禍であります。ですから農業の事業者の方もやはりそういうものは今好んで連携ということまではいかないかな、と思っておりますので来年ということではなくて、2年後、3年後コロナ禍が収まる段階でこういうやる気のあるボランティアの方が架け橋となって農福連携を進めてくれるようなイメージで書かせてもらいました。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。
この農福連携、制度が始まったときに若干うちの近くにもね、そういった動きもありありまして少し調べてみました。全国で960万人くらいの障害者がおられると、そのなかで雇用対象者、働けるという人がその3分の1、360万人くらいかなと思います。そのまた360万人のうち実際に就労している方が80万か90万人なんだそうです。
実際なかなか、障害の程度なんですけど、農業に就業するというのは難しい部分がいっぱいあるというようなことで、ハードルが高いのかなと思っておりました。ただ、いま渡辺委員が言われたように、そういったルールというかシステムを作れば障害者が働くことも可能になるのかなと思っております。
なお、福祉法人とかそういった法人が農地法の制限なしで農地を取得、あるいは借り入れすること、そしてその法人が障害者を雇用して社会的な貢献をするというのは、農林水産省と連携してやってるところが結構あるのではないかと、そういったものも何らかの機会に研修なり勉強していかなければならないと思っております。
ほかに何かありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決に入ります。
「議第3号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」は、

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程 8 報告事項に入ります。

「報告第 1 号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について」事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい議長報告いたします。

39 ページからをご覧ください。第 6 回定例総会において議決され、農地中間管理機構へ貸付されました農地について、農用地利用配分計画を報告いたします。

番号 1 番は、合計面積 5,534 m²、番号 2 番は、合計面積 1,020 m²、番号 3 番は、面積 2,781 m²、それぞれを議案書記載の金額で農地中間管理機構から借受人に対して貸借されるものです。

以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。これをもちまして、令和 3 年第 7 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 30 分 閉会)